

新潟県企業局管理規程第13号

猿田ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月26日

新潟県企業管理者 樺澤 尚

猿田ダム操作規程の一部を改正する規程

猿田ダム操作規程（昭和48年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（ダム及び調整池の諸元等）</p> <p>第3条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 河川維持放流量 毎秒0.256立方メートル</u></p> <p>（予備警戒時）</p> <p>第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として洪水注意報若しくは大雨注意報が発令されたとき又は洪水が発生するおそれがあると認められるに至ったときから洪水警戒時に至るまでの間並びに洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。</p> <p>（流入量の算定方法）</p> <p>第8条 <u>流入量</u>は、これを算定するときを含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（ダムから放流することができる場合）</p> <p>第10条 ダムの洪水吐からの放流（以下「ダム放流」という。）は、次の各号の一に該当する場合に限りするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条の規定を守るため必要があるとき。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>（ダムの操作に関する記録の作成）</p> <p>第16条 ダムの洪水吐ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>法第48条の規定による通知（第14条による通</u></p>	<p>（ダム及び調整池の諸元等）</p> <p>第3条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>（予備警戒時）</p> <p>第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として洪水注意報、<u>風雨注意報</u>若しくは大雨注意報が発令されたとき又は洪水が発生するおそれがあると認められるに至ったときから洪水警戒時に至るまでの間並びに洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。</p> <p>（流入量の算定方法）</p> <p>第8条 <u>流水量</u>は、これを算定するときを含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（ダムから放流することができる場合）</p> <p>第10条 ダムの洪水吐からの放流（以下「ダム放流」という。）は、次の各号の一に該当する場合に限りするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>調整池の水位が常時満水位をこえるとき。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>（ダムの操作に関する記録の作成）</p> <p>第16条 ダムの洪水吐ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>法第48条の規定による通知（第13条による通</u></p>

知を含む。)及び令第31条の規定による警告の実施状況	知を含む。)及び令第31条の規定による警告の実施状況
----------------------------	----------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(猿田発電所の運転を再開するまでの期間の措置)
- 2 河川維持流量放流設備を使用できない間の河川維持流量の放流は、第13条の規定にかかわらず、水位が越流頂を超える場合に、ダムの洪水吐からの自然放流により行うものとする。
- 3 令和4年8月3日からの大雨により被災した猿田発電所の運転を再開するまでの間における観測及び測定は、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 積雪の深さの観測は行わない。
 - (2) 気象の全項目及び水象のうち水温の観測及び測定は行わない。